

## 発注者支援データベースによる「営業所の専任技術者情報」の提供について

営業所の専任技術者は、建設業の許可要件（建設業 法第7条第2号、第15条第2号）として、「建設業の許可を受けようとする者は、営業所ごとに許可を受けようとする建設業種に関する一定の資格又は経験を有した技術者を専任で配置することになっています。

令和元年6月に新担い手3法（品確法、建設業法、入札契約適正化法）が成立したことを踏まえ、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定めた「入契法適正化指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日最終変更）において、「不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、営業所に専任で配置されている技術者と監理技術者が兼務をしていないことも確認すること」が新たに規定されました。

このため、従来、建設業者が許可を受けた許可行政庁でしか閲覧できなかった営業所の専任技術者情報（氏名、担当する建設工事の種類、資格区分）について、公共工事の発注者が容易に確認できるようにすることを目的として、情報提供するものです。

あわせて、[発注者支援データベースの活用方法](#)についてもご確認ください。